



定期刊行 毎月10日
1部8円
発行人 瀬成田 実部
編集責任 菅 京
〒981-8545
仙台市青葉区柏木一丁目2-45
宮城県教職員組合
電話 (234) 0141・4161
FAX (274) 2130
E-mail miyakycso@mtu.or.jp

号
外

分会長様 至急回覧を！
特支調整数削減反対・手当改善交渉速報
2015年1月6日

文科省のすすめる「メリハリある教員給与体系」を許さない交渉

特別支援担任の調整額を削減して、増額の原因を生む乱暴なやり方は許されない！

県教委は昨年6月9日（月）宮教組・高教組に対し、「給料の調整額及び教員特殊業務手当の見直し」を提示しました。特殊業務手当の増額、特に部活動指導手当の増額については、宮教組は長年の要求に掲げてきました。しかし、その原資を他の教員の賃金削減により確保するやり方は許されるものではありません。以下は提示内容。

「給料の調整額及び教員特殊業務手当の見直しについて」（2014年6月9日）

①給料の調整額の調整数（特別支援学級・学校で教育に直接従事することを本務とする職員に支給）の引き下げ

● 調整数 1. 25 → 1

1級（実習教員・寄宿舎指導員）	月額11,375円 → 9,100円	年額約36,400円の削減
2級（教諭・養護教諭）	月額14,000円 → 11,200円	年額約44,800円の削減

※ボーナスにも影響するため年額の場合「×16月」で計算しています。

②教員特殊業務手当について、次のとおり支給額を引き上げる。

○部活動指導業務	2,400円 → 3,000円
----------	-----------------

○他に非常災害時等の緊急の業務等の手当も引き上げる。



昨年8月11日に行われた第2回目の交渉で、「特別支援教育に携わる教職員の給料削減を原資に手当を増額するやり方は許せない」「被災地で奮闘する教職員の賃金を削減することはそもそもあってはならない」と強く訴えた結果、県教委は10月実施を見送らざるを得ず、その後事務折衝を行う中で、1月実施も見送らせました。これは組合が理にかなった要求を突きつけた結果であり、大きな成果です。

しかし、県教委は「ほとんど全ての自治体で遅くとも4月実施をする」ことを理由として、再度交渉を求めてきました。4月実施をする場合のリミットは1月中旬であることを考えると、今回の交渉が非常に重要なものになります。「メリハリのある給与体系」という文科省の誤った考え方を許さないためにも、1月20日（火）の交渉に万難を排してご参加ください。

1.20の第3回交渉に参加を！

期日： 1月20日（火） 会場： 県庁10階 1001会議室

時間： 交渉 16:00～17:30（予定）

※15:30に1階ロビー集合。遅れる方は直接会場へ。旅費を支給します。

15日（木）まで本部へ直接ファクスにて参加報告をお願いします。

予告

前日19日（月）
17:00には、
総務部長交渉
があります。

交渉参加報告 1,20給与交渉に参加します ○を→ < 職専免希望 ・ 年休参加 >

※交渉開始 30分前から職専免行使が可能です。

報告日 1月 日 分会名() 氏名()

※ 交渉参加報告は本部へ直接ファクスでお願いします。

職専免参加希望者は1月15日締切厳守で報告願います。

宮教組 FAX 022-274-2130